**令和６年度 大船渡支えあい福祉活動助成事業 実施要項**

**１　目　　的**　　地域住民主体の支えあい活動の拡充、地域づくりの推進を図るため、お茶のみサロン、交流活動、子ども・コミュニティ食堂、移送・外出支援等の住民参加による福祉活動に対し助成金を交付して支援するとともに、新たな福祉活動が育成されることへの契機とする。

また、住民の自助・共助意識の醸成と生きがいづくりを育成するとともに、孤立防止を図り、住民主体の福祉活動を通して、自助、共助の仕組みづくりとコミュニティ形成や地域づくりにつなげることを目的とする。

**２　助成対象**

　⑴　対象団体

　　　下記のいずれにも該当する団体を対象とする。

1. 大船渡市内で定期的に福祉活動を実施している団体、もしくは実施を考えている団体

　　　②　他の公的助成を受けていない団体

1. 助成金額
   1. 1団体につき、５万円を上限に助成する。
   2. 自己財源等（助成金申請金額以外）の合計額は、総事業費の10％以上とする。
2. 助成対象となる経費

　　　消耗品費（事務用品、書籍等）、器具備品費、飲食費（弁当、食材、食事、茶菓子等）印刷費、通信費（郵便料等）、燃料費（車両燃料費等）、水道光熱費、賃借料（会場賃借料、車両賃借料等）、諸謝金費、保険料（ボランティア保険）等

1. 助成対象とならない経費
   1. 会議（総会、打合せ、反省会）に際する飲食費
   2. 酒類購入費
   3. 個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代を除く）
   4. 個人への配布のみを目的とした物品の購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代

⑤　内部関係者への手当・謝礼

⑸　対象期間

　　令和６年４月１日～令和７年２月28日までの福祉活動

**３　応募方法**

　⑴　応募期間

　　　令和６年５月１日(水)～５月31日(金)

　⑵　提出書類

　　①　申請書（様式第１号）

　　②　事業計画書（様式第２号）

　　③　予算計画書（様式第３号）

**４　助成決定**

　⑴　大船渡市共同募金委員会審査委員会で助成決定の判断を行い、各申請団体に結果を通知する。

　⑵　申請団体が多数の場合は、新規申請団体を優先する。

**５　助成金の交付**

　⑴　事業完了後、事業報告書（様式第４号）、精算報告書（様式第５号）、請求書（様式第６号）の提出を以て助成金を交付する。

　⑵　前金払請求書（様式第７号）の提出をすることで前金払での助成金の交付を実施する。

**６　精算報告**

　⑴　提出期限　　令和７年３月21日（金）

　⑵　提出書類

　　①　事業報告書（様式第４号）

　　②　精算報告書（様式第５号）

　　③　経費の領収書･レシート

　　④　活動の様子を写した写真

　　⑤　実施事業に係る広報紙、チラシ、印刷物等

**７　問合せ先**社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会（担当　田村）

　　　　　　　　〒022-0006　岩手県大船渡市立根町字下欠125-12「大船渡市Ｙ･Ｓセンター」内

　　　　　　　　TEL：0192-27-0001　　FAX：0192-27-0800